

21消安第2675号
平成21年7月1日

北海道 知事 殿

農林水産省消費・安全局長

動物用インフルエンザワクチン製造用株を定める件について

「動物用生物学的製剤基準」（平成14年10月3日農林水産省告示第1567号）医薬品各条ワクチン（シードロット製剤を除く）の部「馬インフルエンザ不活化ワクチン」の項 2.1.1、「馬インフルエンザ不活化・日本脳炎不活化・破傷風トキソイド混合（アジュバント加）ワクチン」の項 2.1.1.1 及び「鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン」の項 2.1.1 の規定に基づき、下記の株を定めたので通知します。

記

1 馬インフルエンザ不活化ワクチン

（薬事法第14条第1項又は第9項若しくは第19条の2第1項又は第5項の承認を受けた製剤の製造用株）

- (1) A/equine/Newmarket/1/77 (H7N7)、A/equine/Tokyo/2/71 (H3N8)
及び A/equine/Kentucky/1/81 (H3N8)
- (2) A/equine/Newmarket/1/77 (H7N7)、A/equine/La Plata/93 (H3N8)
及び A/equine/Kentucky/1/81 (H3N8)
- (3) A/equine/Newmarket/1/77 (H7N7)、A/equine/La Plata/93 (H3N8)
及び A/equine/Avesta/93 (H3N8)
- (4) A/equine/Ibaraki/1/07 (H3N8)、A/equine/La Plata/93 (H3N8)
及び A/equine/Avesta/93 (H3N8)

2 馬インフルエンザ不活化・日本脳炎不活化・破傷風トキソイド混合（アジュバント加）ワクチン

（薬事法第14条第1項又は第9項若しくは第19条の2第1項又は第5項の承認を受けた製剤の製造用株）

- (1) A/equine/Newmarket/1/77 (H7N7)、A/equine/La Plata/93 (H3N8)
及び A/equine/Kentucky/1/81 (H3N8)

- (2) A/equine/Newmarket/1/77 (H7N7)、A/equine/La Plata/93 (H3N8)
及び A/equine/Avesta/93 (H3N8)
- (3) A/equine/Ibaraki/1/07 (H3N8)、A/equine/La Plata/93 (H3N8)
及び A/equine/Avesta/93 (H3N8)

3 鳥インフルエンザ（油性アジュバント加）不活化ワクチン

（薬事法第 14 条第 1 項又は第 9 項若しくは第 19 条の 2 第 1 項又は第 5 項の承認を受けた製剤の製造用株）

- (1) A/chicken/Mexico/232/94/CPA (H5N2) 株
- (2) A-H5N9 TW68 Bio 株
- (3) A/duck/Hokkaido/Vac-1/04 (H5N1) 株
- (4) A/duck/Hokkaido/Vac-2/04 (H7N7) 株